

中津川都市計画特定用途制限地域の決定（中津川市決定）

中津川都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	区域	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途 制限地域	居住環境保全区域 (ただし、保安林を除く)	約 276ha	1、キャバレー、料理店その他これらに類するもの（接待の伴うもの） 2、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場、危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場及び危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 3、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 4、店舗、事務所、ホテル、遊戯施設若しくは風俗施設又は畜舎その他これらに類するもので、床面積が 3,000 ㎡を超えるもの 5、倉庫業倉庫	
	主要道路沿道区域 (ただし、保安林を除く)	約 85ha	1、キャバレー、料理店その他これらに類するもの（接待の伴うもの） 2、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	
	幹線道路沿道区域 (ただし、保安林を除く)	約 57ha	1、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

坂本地区におけるリニア岐阜県駅の立地並びに濃飛横断自動車道及び東濃東部都市間連絡道路の整備に伴う開発需要に対し、無秩序な開発を防止し、良好な居住環境の保全を図るため、特定用途制限地域を決定する。